CHIYODA Yes, We love.
教育と文化のまち千代田区

広報 千代田

5/5 NO.703
昭和61年（毎月5日・20日に発行）
発行：東京都千代田区
〒102千代田区九段南1-6-11 ☎264-0151（代）
編集：千代田区企画部広報課

千代田区のいま

▼昭和61年公示地価（国土庁発表）
・平河町2－14－6　247万円
・神田錦町2－11－7　550万円
・内幸町1－5－1　1140万円
（1㎡当たり）
くわしくは都市計画課へ

土地を有効に利用して このまちに住み・このまちをつくろう

敷地共同利用促進制度・助成制度スタート!!

敷地共同利用促進制度

幅の広い道路に面した表敷地では、中高層ビルが建ち、不燃化も進んでいます。しかし、一歩裏通りに入ってみると……狭い路地に面した裏敷地では、木造建物が多く建替えや不燃化などが遅れています。

これは、法律などで容積率が制限されているため、と考えられます。

そこで、個別建替えを前提として、表敷地と裏敷地を総合的に計画し、全体をひとつの敷地とみなすことによって裏地の適切な高度利用を図り、住宅の設置と合せて住環境と市街地環境の整備を促進するため、「敷地共同利用促進制度」を設けました。

▼敷地共同利用促進制度を前提とした「巴計画」
（神田下町住宅・街並設計競技最優秀作）

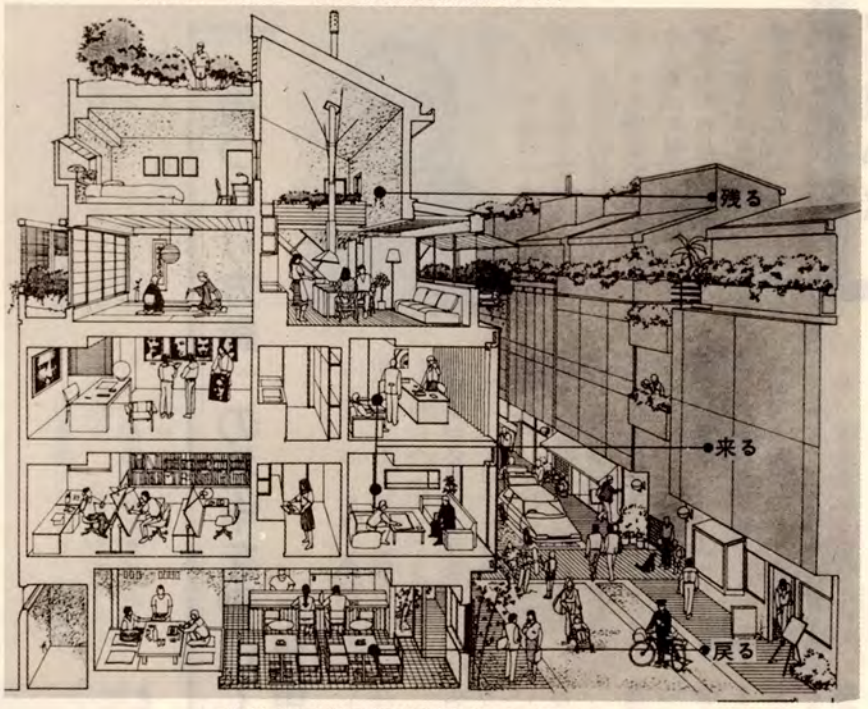

▼敷地共同利用促進制度とは（図1）

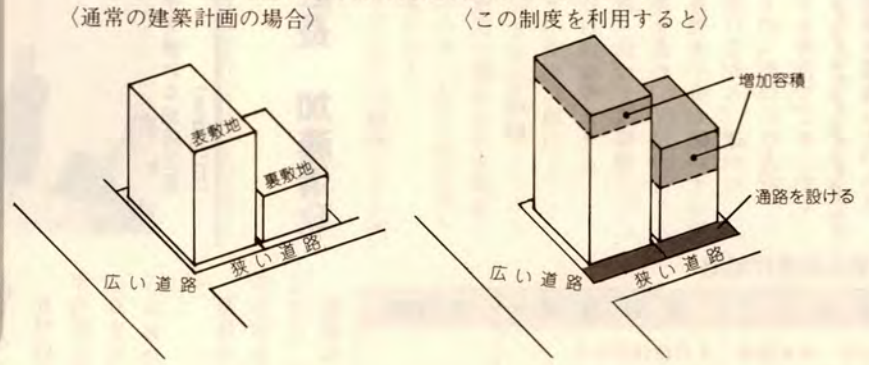

◆この制度の利点は（図1）

①容積率の増加が得られます。
②斜線制限が緩和される場合があります。
③空地が確保され、環境の整備が図れます。

◆適用できる土地の条件は（図2）

①一団地の区域の面積が500㎡以上あること。
②表敷地は幅員6m以上、裏敷地は6m未満の道路に接していること。
③表敷地が6m以上の道路に接する長さは一団地の区域内の建物数に2mを乗じて得た長さ以上であること。
④裏敷地は、敷地の周囲の長さの8分の1以上が他の敷地に接していること。

※なお、以上の条件に満たない土地であっても、ご相談ください。

◆建築する建物などの条件は

①裏敷地に建築する建物は、住宅部分の床面積の合計が、延べ面積の40％（住居地域では80％）以上であること。
②6m未満の道路に沿って、敷地内に幅員1.5m以上の通路を設けること。
③各敷地は、20％（住居地域で40％または50％）以上の空地を設けること。

▼制度が利用できる土地の条件（図2）

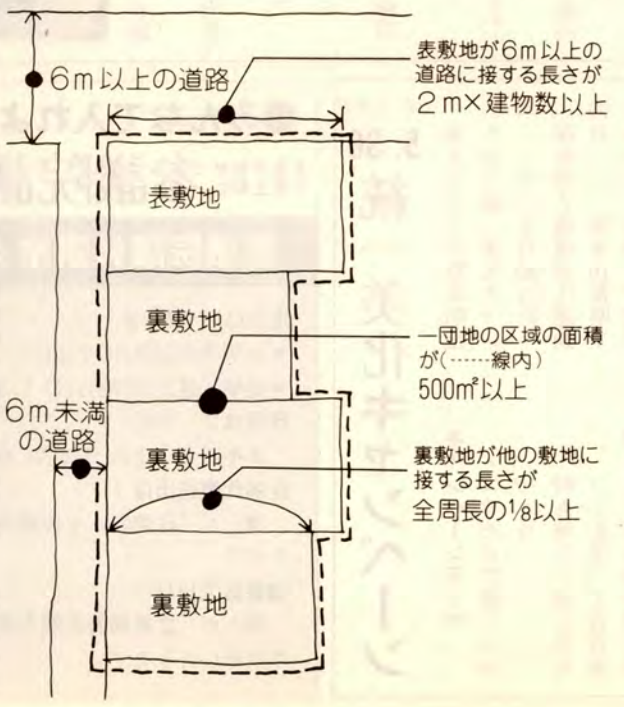

区が事業費の一部を補助する 助成制度があります

敷地共同利用促進制度を利用する方に、住宅の割合に応じて、区が調査設計計画費や共同施設整備費の一部を補助します。

◆申込みのできるひと

敷地共同利用促進制度で、建物を建築する方で、土地の所有権や、借地権をお持ちの方。

◆補助の対象となる経費

●調査設計計画費＝事業計画作成費、建築設計費（工事管理費も含む）
●共同施設整備費＝歩道状空地整備費

◆補助金の額

●調査設計計画費×住宅割合×1/2
●共同施設整備費×1/2

※住宅割合とは、住宅部分の床面積を延べ面積で除したもの。ただし、表地においては、一団地内の住宅割合とすることができます。

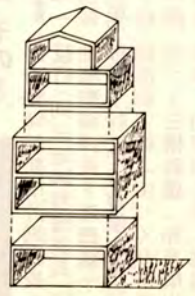

敷地共同利用促進制度・助成制度について くわしくは……
建築公害部建築課（区役所4階）
都市整備部地域整備課
へお問合せを

「千代田区街づくり方針に関する答申」全文掲載 折込み

～2頁に区長コメント～

人の住むまち住めるまちをめざして
千代田区街づくり方針に関する答申

3月29日、千代田区都市計画審議会（会長山崎賢一明大教授）から千代田区長に答申が提出されました。

この答申は、区長から諮問を受けた同審議会が千代田区の街づくりに関して検討を進めてきたもので、区政の最重要課題である「人口対策と魅力あるまちづくり」を積極的、総合的に進めるための指針となるものであり、住民、企業行政が協力して、街づくりを進める要となるものです。

千代田区では、この答申を尊重し、さらに区民の皆様のご意見を十分お聴きして、区としての成案を作成し、区議会のご審議をいただいて、区としての「街づくり方針」を策定する予定です。

ここに答申の全文を掲載（別紙折込）し、新しい街づくりに向けて、みんなで考えていきたいと思います。

この答申について、お気付きの点や、ご意見がありましたら、都市整備部都市計画課へお寄せください。

「街づくり方針」の答申を受けて
千代田区長　加藤清政

千代田区は、東京都心部の激しい業務地化のなかにあって、夜間人口減少傾向がやまず、また歴史的に形成されてきた都市の魅力や地区ごとの特性も失われつつあります。

これらに対処するため、適切な居住人口の維持、呼び戻しとともに、居住と職域の調和、魅力ある都市景観の形成を目指した「街づくり方針」の策定が必要であります。

この「街づくり方針」は、昨年6月、本区の都市計画審議会に諮問いたしたもので、これまで14回の審議を重ね、名実ともに充実した答申をお受けしました。この答申を最大限に尊重して、これからの本区の最重要課題である「人口対策まちづくり」を推進していくうえでの指針とする所存であります。

そのためには、この方針は、広く区民の皆さんや企業等の方々にも十分理解してもらい、その実現に協力してもらわなければなりません。

今後、「街づくり協議会」の設置等を含め、区民の皆さんのご意見を十分お伺いする機会を設けながら、速やかに区としての「街づくり方針」を策定する所存でございます。

▶答申を受ける加藤区長（3月29日）

6月1日から
住民票の取扱いが変わります

6月1日から出張所での住民票の写しの申請方法などが変わります。

これは、他人に知られたくない個人のプライバシーを、今まで以上に保護するためのものです。

多少、手続が面倒になりますが、ご協力をおねがいします。

主な改正点

■住民票（写し）などをとりたいとき…

①申請するときに「住民票を使う人」の印かんが必要になります。代理人の場合は、本人の委任状が必要です。

②住民票（写し）を使う目的を今まで以上に具体的に書いていただきます。本人や同一世帯の方は不用です。

③プライバシーの侵害など「不当な目的」に使われることが明らかなときは交付できません。

④「続柄」や「本籍」の記載は、不当な目的に使われることもあるので、原則として、住民票から省略されます。ただし、本人の希望があれば、記載することもできます。

※公営住宅の入居の申請など「続柄」の記載が必要になることもありますので、請求先に確かめてからご請求ください。

■新たに記載事項証明書が交付されます

今回の改正で法制化された「住民票記載事項証明書」は、本人が希望する事項のみを抜すいして証明するものです。住民票にくらべてよりプライバシーが守られますので、ご利用ください。

■住民票を閲覧したいとき

申請の方法などは、住民票をとるときと同じですが当区では、以前からプライバシーを保護するために、「住所・氏名・生年月日・性別」のみが記載された住民リストを作成し、閲覧に応じています。

■戸籍の附票を取りたいとき

区役所の戸籍課に請求してください。請求方法は、住民票の場合と同じです。閲覧は廃止になりました。

くわしくは戸籍課住民記録係または、もよりの出張所にお問合せを。

軽井沢少年自然の家
5月12日から利用受付開始!!

5月12日(月)から「軽井沢少年自然の家」の利用受付が始まります。今回、利用できるのは8月9日以降となります。

夏休みに家族旅行やテニスの合宿などを計画しているみなさん。ぜひ、申込みを。

新築なった「軽井沢少年自然の家」ではみなさんのお越しをお待ちしています。

利用できるひとなど　左上表のとおり

使用料　（4歳未満無料）

●団体用　（4～20名）
・室料（1室）5千円
・宿泊料　中学生以下500円　大人千円

●小グループ・家族用　（1～3名）
・室料（1室）3千円
・宿泊料　中学生以下750円　大人千500円

賄料　（朝・夕2食）
1名　千500円

利用限度　1回の利用で3泊4日を限度とします。

申込み・問合せ　教育委員会庶務課施設係

▼8、9月分の利用申込み受付期間

利用できるひと	受付期間	受付期間
●区内の引率者のいる少年・少女団体 ●区内の社会教育・社会体育団体 ●区内の町会・青年部・婦人部など ●区内に住所を有する方	5月12日(月)から利用日の2日前まで	午前9時～午後5時（土曜日は正午まで）
●区内在学者（高校生以下は引率者が必要） ●在勤者	6月2日(月)から利用日の2日前まで	

交通のご案内

信越本線中軽井沢駅下車、徒歩約25分
上野 146.3km 中軽井沢 特急約2時間10分

関越自動車道高崎I.C→国道18号線→碓氷バイパス→中軽井沢

ゴミゼロ 5.30 統一美化キャンペーン

空き缶などの散乱防止のための統一美化キャンペーンが、5月30日の「関東地方環境美化運動の日」に、関東10都県で実施され、各種の行事が行われます。

キャンペーンテーマ
・ゴミゼロで美しい街づくり
・持ち帰ろう空き缶を
・ゴミを使って再資源

問合せ　生活勤労課生活環境係

●みんなで入れよう価値ある一票●
6月下旬か7月上旬に 参議院議員選挙が行われます。

参議院議員選挙メモ

定数は？　252名
●比例代表選出（旧全国区）：100名
●選挙区選出（旧地方区）：152名

任期は？　6年
3年ごとに半数（126名）を改選

比例代表選出は？
選んだ「政党名」を投票用紙に書きます。

選挙区選出は？
選んだ「立候補者の個人名」を投票用紙に書きます。

参議院議員の任期満了による選挙が、6月下旬か7月頃に予定されています。

くわしくは、投票日が決定しだいお知らせします。

問合せ　選挙管理委員会事務局

人事移動〈その3〉

■課長級（4月1日付）（　）内は旧職　〔　〕内は担当事務

企画部企画課長＝**幸田昭一**（都市整備部副参事）同部情報システム準備室長＝**松岡忠男**（選挙管理委員会事務局長）総務部総務課長＝**横田聖四郎**（同部職員課長）同部職員課長＝**高崎謙作**（保健衛生部管理課長）富士見出張所長＝**中村次良**（都・総務局勤労部福利課職員住宅係長・採用昇任）和泉橋出張所長＝**神山毅**（教育委員会社会体育課長）福祉計画部管理課長＝**大山恭司**（厚生部管理課長）同部福祉課長＝**武藤金一**（福祉事務所長）同部児童課長＝**板垣憲二郎**（厚生部福祉課長）同部高齢者福祉課長＝**若林尚夫**（老人福祉センター管理事務所長）高齢者センター管理事務所長＝高齢者福祉課長**若林尚夫**兼務保健衛生部管理課長＝保健衛生部次長**若山英雄**事務取扱　都市整備部都市計画課長＝**林延行**（同部地域整備課長）同部地域整備課長＝**森田紘一**（同部副主幹〔地域整備促進担当〕）同部副主幹〔街づくり推進担当〕＝**三柳鉄雄**（和泉橋出張所長）＝**青木治道**（企画部副主幹〔企画調整担当〕）同部副参事＝**片岸秀幸**（富士見出張所長）同部副参事＝**大野正實**（都・都市計画局施設計画部交通企画課多摩新交通主査採用昇任）建築公害部監理課長＝**小澤稔**（都市整備部都市計画課長）建築公害部建築課長＝同部長**石津達太郎**事務取扱　副収入役＝**鈴木光憲**（総務部副主幹〔連絡調整担当〕）教育委員会社会体育課長＝**市川明**（企画部企画課企画係長・昇任）選挙管理委員会事務局長＝**中垣成**（区民部副主幹〔商工融資担当〕）

健康ガイド

▶麹町保健所
〒100 丸の内3-5-1 ☎212-7814

▶神田保健所
〒101 神田錦町3-10 ☎291-3641

■**食品衛生講習会**（無料）
とき・会場　5月13日㈫＝東條会館、27日㈫＝三井ホール、6月11日㈬＝日本工業クラブ、時間は午後2時～4時
対象　食品営業者
内容　食中毒シーズンに向かっての注意
※受講者には受講済証を交付　食品衛生責任者手帳を持っている方は、持参ください。
問合せ　麹町保健所衛生課

■**業態者検診**（無料）
とき　5月20日㈫、21日㈬、27日㈫、29日㈭、予備日30日㈮
会場　麹町保健所
対象　管内の理容、美容、クリーニング業の従事者
内容　胸部X線撮影、血圧測定、尿検査
申込み　当日直接保健所へ

■**乳がん検診**（予約制）
とき　6月2日㈪、午後1時30分～3時
対象　区内に住む30歳以上の女性で25名（先着順）
申込み　麹町保健所予防課

■**精神衛生相談**（予約制）
とき　6月13日㈮、午後1時30分～3時
会場　麹町保健所
対象　希望する方2名（先着順）
内容　心の問題で悩み生活に支障をきたされている方などの相談を専門医が応じます。

■**療育相談**（予約制）
とき　6月19日㈭、午後2時～3時
会場　麹町保健所
対象　先天性股関節脱臼や斜けいなど身体に障害があるかまたはそのおそれのある乳幼児
内容　専門医による相談と診察

申込み　麹町保健所予防課

■**肺がん検診**（予約制）
とき　6月9日㈪、午後1時30分～2時30分
会場　神田保健所
対象　35歳以上の区民で20名（先着順）
申込み　神田保健所予防課

健康メモ

〝シリーズ　がんを考える〟その3

胃がんについて

男女ともがんの死亡率1位が胃がんであることはよく知られています。早期発見、早期治療が叫ばれ、いち速く検診が取り入れられたのも胃がんと子宮がんです。

胃がんの場合、集団検診の形で取り入れられました。バリウムを飲み、最低6枚から10枚、各方面から胃の写真が撮られます。これであやしい病巣が発見されると、胃の直接写真が、医師の透視下で撮影されます。確定診断は胃カメラです。

どのがんもそうですが、早期発見すればするほど、治ゆ率が高くなります。がんが粘膜層に止っている間は治ゆ率は100％です。できるだけこの時期に発見したいものです。

胃がんには、特徴的な自覚症状はありません。胃炎や胃潰瘍と全く同じ自覚症状の場合も少くありません。自覚症状が出てからでは進行している場合も多いので、無自覚のうちに発見したいものです。そのためにも、40歳を過ぎたら年に1回は胃の検査を受けてください。

それでは、常日頃の胃がんの予防には、どのような事に心がけたらよいでしょうか。

まず、食生活の面でいろいろ論議されています。乳製品、牛乳、緑黄色野菜（ホウレン草、ニンジンなど）、ビタミンA、Cが危険因子を少なくし、塩蔵食品（つけ物、干物など）、燻製食品が危険因子を高めるといわれています。日本人に胃がんが多いのは、食生活も一役買っているようです。しかし、20年前と比べると胃がんは確実に減少しています。第一の原因は食生活の変化、第2は早期発見です。

アメリカで胃がんが発見されるとも手遅れで助からないといわれています。日本ではあらゆる都市に検診体制が整備され、早期発見、早期治療が可能です。

千代田区も、麹町保健所、神田保健所で胃がん検診を受付ています。

〝手遅れでホゾをかむより早期発見〟

ゴキブリの一斉駆除にご協力を!!

ビル化が進み新しい街なみが増える一方で、家庭や職場にゴキブリが発生しています。区では、ゴキブリのいない清潔な住みよい環境づくりを図るため、一斉駆除を行います。薬剤は、町会を通じて無料で配布します。ご協力を！

ゴキブリの駆除期間　5月29日㈭～31日㈯の3日間
薬剤　混合乳剤　1世帯50mℓ（ビンづめ）
塗布場所　台所を中心に流し台の裏、ガス台、湯沸し器戸棚などのコーナー、引き出しの中や、洗面台の下など
問合せ　保健衛生部管理課

道路・公園などに害虫駆除薬剤を散布します

区では、5月から9月（6月は除く）にかけて、道路や公園、公衆便所などに、害虫駆除の薬剤を散布します。

薬剤散布は、各町会の保健衛生協力委員や役員の方々のご協力で、番町出張所管内から順番に実施します。

問合せ　保健衛生部管理課

ご利用ください　区の各種資金

個人で事業をしている人に　生業資金　―100万円まで―

個人で事業をしているひとが、ほかから融資を受けられないときにお貸しします。

貸付額　100万円以内（特別な場合には110万円以内）
利率　年3・65％
返済方法　6か月据置後、50か月の均等返済
貸付が受けられるひと　①区内に1年以上住んでいること②主として、この貸付金による事業によって生計を立てること③住民税を完納していること④連帯保証人がいること
申込期限　5月17日㈯
申込み・問合せ　福祉部管理課厚生係

医療費の支払いに　高額療養資金　―60万円まで―

高額の医療費（保険適用分）や付添看護料の支払いに困ったときに。

貸付額　高額療養費等見込額（1か月60万円以内）
利率　無利子
返済方法　高額療養費等を本人にかわり区が受領することで返済とします。
貸付が受けられるひと　①国民健康保険等に加入していること②区内に3か月以上住んでいること③本人または、家族が高額療養費や付添看護料の支給の受ける見込みがあること④療養に必要な費用の支払いが困難であること
申込みに必要なもの　①医療機関の発行した医療費の明細書または請求書などで入院中の保険診療の内訳がわかるもの②高額療養費等の代理受領の委任状（委任状が出せないときは、連帯保証人が必要）③保険証、実印など
申込み・問合せ　福祉部管理課厚生係

冠婚葬祭などに　応急資金　―20万円まで―

就職・就学・結婚・病気などで急にお金が必要となり、ほかからすぐに資金を借りることができないときご利用を。

貸付額　1世帯20万円以内（災害・療養の場合40万円以内）
利率　無利子
返済方法　6か月据置後、20か月以内の均等返済（特別な場合は、40か月以内）
貸付が受けられるひと　①区内に3か月以上住んでいること②独立の生計を営んでいる世帯主であること③確実に返済できるひと
※なお、申込みには保証人は必要ありませんが、申込書のほかに、資金を必要とする証明が必要です。
申込み・問合せ　福祉部管理課厚生係

児童手当制度が変わります

2人目の子どもさんにも手当が支給されます

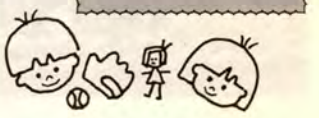

今年の6月1日から、児童手当制度が変わります。

ただし、新しい制度の完全な実施は、昭和63年4月1日からとなり、それまでの2年間は、段階的に、支給対象が変わります。

今回は、昭和61年6月1日から62年3月31日までの間の支給対象、手当額についてお知らせします。

受給資格

①昭和59年6月2日以降出生の児童を含む2人の児童を扶養していること。

②中学校卒業前の児童を含む3人以上の児童を扶養していること。

③右の場合であって前年の所得が一定以下であること。

㈱児童とは18歳未満の方をさします。所得の限度額については、5月20日号以降でお知らせします。

手当額　2人目の2歳未満の児童については、月額2千500円。3人目以降の中学校卒業前の児童については、月額5千円が支給されます。

なお、昭和61年6月分から住民税非課税世帯への月額2千円の加算はなくなります。

第2子分の申請受付について

第2子分についての申請をただ今、受付ています。すでに、第3子分以降について認定されている方で、第2子についても該当される方は、あらためて申請が必要です。

現在児童手当および特例給付を受給されている方へ

昭和62年3月31日までは、受給資格に変更はありません。特例給付についても、児童手当制度と同様に、新制度へ移行します。ただし、特例給付は、昭和66年5月分までで終了となります。

申請先・問合先　福祉部児童課児童係

ひとり暮らしの老人・老人世帯の方の畳変えをします

65歳以上のひとり暮らしか老人世帯の方、または、60歳以上のひとり暮らしで病弱な方に畳替えを行っています。

なお、所得制限がありますのでご希望の方はお問合せください。

問合せ　高齢者福祉課高齢者福祉係

寄付

社会福祉事業資金として
金　100万円
神田錦町1―3―10
関　柳子様

国民年金

国民年金保養センター

全国各地にある国民年金保養センター。ご家族や友人とのご旅行に、ぜひご利用を。1泊2食付で5千円前後です。

問合せ　国民年金課

国民健康保険

■**歯の無料相談**

区内の歯科医院、診療所で歯の無料相談を行います。

期間　6月9日㈪～13日㈮の診療時間内
費用　無料。ただし、治療を受ける場合は保険扱いとなります。

※相談を受けるときには国民健康保険証を持参ください。

問合せ　国民健康保険課

納期のおしらせ

●**軽自動車税**
納期限は5月31日㈯です
問合せ　税務課
※区民カレンダー4月に、軽自動車税の納期が4月30日㈬とありましたが5月31日㈯の誤りでした。

5月12日は――民生委員の日

現在、千代田区では、48名の民生・児童委員の方が、地域福祉向上のために活動をしています。

民生・児童委員は、地域福祉のアンテナ役、世話役、そして地域と行政とのパイプ役として活躍しています。

どうぞ、お気軽にお近くの委員にご相談ください。

問合せ　福祉部管理課厚生係

Let's スポーツ

スポーツのあとの汗が心よい季節になりました。何かスポーツを始めてみませんか、区ではこの時期さまざまなスポーツ教室を開催します。ふるってご参加ください。

■スポーツ教室

今回は、エアロビクスダンス、水泳、アーチェリーの3種目の受講生を募集します。

種目・日程など 下表のとおり
会場 総合体育館
対象 区内在住の初心者
参加費 無料（ただし教材費は自己負担）
申込み・問合せ 5月23日(金)までに往復ハガキに、希望種目、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を記入し、千代田区教育委員会社会体育課体育係（〒102千代田区九段南1—6—11）へ。

※なお、アーチェリーについては定員に空きがあれば在勤者も受付ますので、勤務先名と電話番号を付け加えて同様に申込みを。

▼スポーツ教室の種目・日程など

種目	日程	時間	定員
エアロビクスダンス	6/3(火)・6(金)・10(火)・13(金)・17(火)・21(土)・24(火)・27(金)	午後2～4時	50名
水泳	6/4(水)・6(金)・11(水)・13(金)	午前9～11時	60名
アーチェリー	6/4(水)・6(金)・11(水)・13(金)・18(水)・25(水)	午後6～9時	30名

■心身障害者のための日曜水泳教室

とき 6月8日(日)、22日(日)、29日(日)、7月6日(日)。午前9時から11時まで
会場 総合体育館プール
対象 心身に障害を持つ15才以上の区民で、身のまわりのことがひとりでできて、団体行動のとれるひと。
定員 60名
参加費 無料
申込み・問合せ 総合体育館☎256—8444

■区民スポーツ大会

第4回ソフトボール大会
とき 6月1日(日)・8日(日)午前9時～
会場 夢の島東少年野球場
参加資格 区内に住む18歳以上のひとで編成され、女性2名以上を含んだ男女混成チーム（10名）。先着16チーム
申込み・問合せ 5月7日(水)から17日(土)までに社会体育課体育係へ。

外濠公園グラウンド テニスコート 新装オープン!!

外濠公園総合グラウンドのテニスコートが、ハードコートに生まれ変わりました。軟式・硬式ともプレイでき1月から3月までの期間も利用できるようになりました。さらに、5月から10月には午前6時からの早朝使用もできます。

利用料金 （1時間） 千300円 ナイター料金＝400円（4月20日号で、千400円とありましたが400円の誤りでした）
申込み・問合せ 原則として使用する日の前月25日に抽選。くわしくは公園河川課へ

■スポーツ開放（九段中学校）の利用形態が変わりました

スポーツ開放

▼九段中学校スポーツ開放

	火曜日		金曜日		
利用者	1・3・5週	2・4週	1・3・5週	2・4週	1・3・5週
種目	バドミントン		卓球		クラブ育成利用
利用週	個人	個人・団体	個人	個人・団体	

利用時間 午後6時15分～9時

利用できるひと 中学生以上の区内在住、在勤者で個人または団体
問合せ 社会体育課体育係

■ソフトボールにご利用を

日比谷高校のグラウンド開放

都立日比谷高校のグラウンドを、ソフトボールの利用に開放します（無料）
対象 都内在住者で構成されている団体。
開放日 7月20日、8月31日、9月14日、15日、12月7日、14日、21日、62年2月22日、3月1日（日曜・休日）
使用手続 所定の団体登録申請書によって、5月30日(金)までに申込むこと
申込み・問合せ 社会体育課体育係

知ってますか自分の体力

2つの体力テスト

～4歳以上の男女を対象～

▼運動適性テスト

このテストは、人間の運動の基礎となる能力や身体の動きをみるもので、立幅とび、上体起こし、時間往復走など、簡単にいつでもどこでもできる5種類の運動を行います。

～30～60歳までの方を対象～

▼壮年体力テスト

このテストは、自己の体力の現況を知り、体力の保持増進を目的に行うもので、反復横とび、垂直とび、握力など5種目を行い、みなさんの体力年齢を判定します。

※

ふたつのテストともつぎの方法で行いますので、地域のみなさんでいっしょに申込んでください。

実施期間 来年3月まで
会場 総合体育館や区立の小・中学校の体育館など
判定員 体育指導委員
申込み・問合せ 区内の町会や小・中学校のPTAなどの団体（20名以上）単位で、希望する日の3週間以上前に、社会体育課体育係へ

各種講座

■手軽にできる料理教室

とき 6月13日から7月11日までの毎週金曜日（5回）午後6時～8時30分
会場 内神田社会教育会館
対象 在住在勤者で48名
受講料 無料（ただし、材料費三千円は自己負担）
申込み・問合せ 往復ハガキに①手軽にできる料理教室希望②住所・氏名・年齢・性別・電話番号③勤務先（名称・所在地・電話番号）を記入して、5月31日(土)までに届くように、千代田区教育委員会社会教育課事業係（〒102千代田区九段南1—5—10☎234—2841）へ

気軽にご参加ください

■第1回消費者講座リフォーム

今回の講座で簡単なリフォームのコツを学び、くらしに役立てましょう。
とき 5月21日(水)午後1時30分～3時30分
会場 区役所6階会議室
テーマ リフォーム教室（スカートからベストをつくる）
講師 熊谷 トシ子氏
対象 一般消費者で40名
申込み・問合せ 5月6日(火)から電話で生活勤労課生活勤労係へ

■園芸講座

とき 5月23日(金)午後2時～
会場 区役所6階会議室
内容 「サツキ・ツツジ・シャクナゲの育て方」
講師 東京都主任農業改良普及員 荒川 昭氏
対象 区内在住在勤者で50名
申込み・問合せ 5月9日(金)から電話で生活勤労課生活環境係へ

ごあんない

■内職技術講習会「校正」

内職希望者の就業機会の拡大、就業条件の向上を図るため、内職技術講習会を開催します。
内容 「校正」
とき 6月2日(月)・4日(水)・6日(金)・9日(月)・11日(水)・13日(金)・16日(月)・18日(水)・25日(水)・27日(金)・30日(月)・7月2日(水) 午前9時30分～11時30分
会場 区役所6階会議室
対象 内職を希望する区民30名
講師 お茶の水高等職業訓練校講師 武川 武雄氏
参加費 無料
申込み・問合せ 5月12日(月)午前9時から電話で生活勤労課生活勤労係へ

■内職者と専業的家内労働者のための総合相談

5月21日(水)～31日(土)は、家内労働者の勤労条件の向上と、生活安定を一層促進することを目的とした家内労働旬間です。都と23区では、内職者や委託者を対象に家内労働法の普及のため、総合相談を行います。

千代田区にお住いの方は、左記の日に相談が受けられます。
とき 5月21日(水)午前10時～午後4時
会場 品川区立勤労福祉会館（☎787—3041～3）

なお、区では内職の工賃などに対するトラブル防止のため、家内労働手帳を作成し、必要な方に差し上げています。
問合せ 生活勤労課生活勤労係

■給食費や学用品費を援助します

区では、就学困難な児童・生徒に給食費や学用品費などを援助する就学援助を行っています。

対象となるひとは、区内に住み、公立または国立の小・中学校に通学していて、生活保護を受けているひと、または生活保護を受けていないが、これに準ずると教育委員会が認めるひとです。
問合せ 教育委員会学務課

大雨のシーズンに備え

水防訓練を実施します

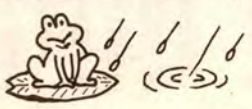

■大雨のシーズンに備え水防訓練を実施します。

〝どなたでも見学できます〟

これからは、梅雨・台風など水害の発生しやすい季節。区では水害に備え、区と区内消防署、消防団と連携をより一層強め、水害をくいとめるため、「水防訓練」を行います。

どなたでも見学できますので、当日直接会場へお越し下さい。
とき 5月23日(金)、午後1時から4時まで
会場 外濠公園総合運動場
内容 水害時における情報収集訓練や、土のう積みなど水防工法の訓練
問合せ 防災課防災対策係

いんふぉめーしょん

■憲法週間記念行事

〝講演と映画の集い〟
とき 5月8日(木)午後0時30分
会場 江東公会堂（江東区住吉2—28—36）
映画 「新たなる出発」（同和教育映画）
講演 「当面するプライバシー問題」
講師 東京都立大学総長 下山 瑛二氏

■日赤社員増強運動にご協力を

日本赤十字社では、5月31日まで全国一斉に「赤十字社員増強運動」を行っています。

日本赤十字社では、みなさまに納めていただいた社資により、災害救護活動・医療・社会事業などの諸事業を行っています。

施設だより

富士見福祉会館 ☎262—1045

■福祉講座（無料）
とき 5月18日(日)午後1時
テーマ ①新しい福祉の窓口 ②新しい年金の話
対象 心身障害者と家族

■演芸会（無料）
とき 5月18日(日)午後2時
内容 ラテン音楽で楽しくコンボバンド ブルートレイン
対象 心身障害者と家族および一般区民で希望する方

総合体育館 ☎256—8444

■プール休場のお知らせ

総合体育館のプールは、定期清掃のためつぎの日程で休場します。
期間 5月30日(金)から6月2日(月)まで

☆憲法週間　5月1日～7日☆

街づくり方針・答申全文

はじめに
街づくり方針策定の背景と目的

(1) 背景

千代田区は、近代日本の歴史の中心にあって、江戸時代以来の文化的伝統と特色のある産業を備え、いきいきとした都市環境を形成するとともに、首都東京の都心にふさわしい高度な都市機能を集積させてきた。戦後の高度経済成長期以降、日本における政治、経済などの中枢管理業務機能の集積が進み、急速に業務地化が進行し、現時点においても国際化の波の中で事務所需要はますます高まり業務地の拡大が続行している。

そして、千代田区の居住人口は業務地化の進行とともに減少しつづけ、区民生活や地域社会にさまざまな影響が及んでいるとともに、自治体としての存立基盤を弱体化させている。それに従い、歴史的に形成されてきた地域ごとのそれぞれ特色を備えた人々の営みや街並みの特性も変化し、本来都市が備えているべき定住性が低下し、地域社会の構造が大きく変わりつつある。

このような都市としての重大な変化に対応して、千代田区では、昭和59年に「教育と文化のまち千代田区宣言」を行った。そこにおいては、いきいきとした地域の生活を取り戻し、居住と職域の調和した自立的で文化の香り高いまちの実現を目指すことがうたわれており、その実現のためには、地域に生活し、学び、働くすべての人々によるまちづくりを展開する必要性が指摘されている。

また、昭和60年7月に策定された「千代田区改定基本計画」は、人口対策と地域特性を生かした魅力と活力のあるまちづくりが区政の中心的な課題とされている。そして、この課題解決への展開に向けてのステップとして、従来の「領域別計画」に加えて新たに「地域別計画」が設けられた。「地域別計画」は、地域を構成する人々の総意に基づき、地域ごとの特性に沿ったきめ細かな施策を推進するための指針である。また区民の自主的かつ積極的なまちづくりへの参加のよりどころとなることを期待して策定されたものである。

以上のような千代田区の現状認識と区政の基本姿勢に対応して、首都の中心にふさわしい世界に誇りうるまち千代田区として、適切な居住人口の回復とともに、居住と職域の調和、魅力的な都市景観の形成に向かって、千代田区が総力をあげて主体的にきめ細かな「街づくり」を具体的に展開することが緊急の課題となっている。すなわち、都市整備に関する施策を、地域の特性と目標に沿って総合化しながら、区民をはじめとする地域の人々と一体となって推進していかなければならない。

しかし、現在区が持っている建築および都市計画関連制度の権限、さらには特別区としての行財政上の制約は、都心における街づくりを具体的に進める上で大きな障害となっている。このような状況の中で、千代田区独自の街づくりを推進していくために不可欠な近隣自治体との連携や、国、都あるいは関係機関の協力も充分とはいえない。今、千代田区の「街づくり」に対するこうした現状を充分踏まえつつ、区として主体的に「街づくり」に取り組む新たな方向性を明確に示すことが重要となっている。

(2) 目的

千代田区は各地域ごとの特性と課題を踏まえた区としての街づくりの基本的な方針として、「街づくり方針」を第3章に示す「街づくり協議会」の検討を経て策定する。

この「街づくり方針」は、長期的な都市整備に対する区の姿勢を明らかにするとともに、地域ごとの市街地の目標と将来像、およびその実現に向けた整備の方針と方策を提示するものであり、その主たる意義は以下のとおりである。

❶「街づくり方針」は、千代田区基本構想の基本目標である「活気と安らぎのある調和のとれたまち」を実現するための、今後の区における都市計画および土木・建築行政など、街づくりの推進に関する総合的な指針となる。

❷「街づくり方針」は、区民主体によるきめ細かな街づくりの展開を促すため、区民に対して街づくりに関する区の基本的な姿勢と考え方を明らかにする役割を持つ。すなわち、建物の建替え、共同化や、周辺の環境整備などの動きへの呼びかけになるとともに、個別地区における街づくりを、地域の目標の実現に向けて適切に誘導するための指針となる。

❸「街づくり方針」は、区内で活動する企業等に対して、街づくりに関する区の基本的な姿勢と考え方を明らかにして、これに沿った土地建物利用や定住促進、あるいは街並み形成についての理解と協力を要請する役割を持つ。

❹「街づくり方針」は、国、都、関係機関および他の自治体に対する協力を要請する基盤としての意義を持つ。

第1章 街づくりの基本方向
街づくりを取り巻く状況

千代田区は、日本の首都の中心として、皇居を擁し、日本の政治、経済、文化の多岐にわたる中枢機能が集中し、高度な中枢管理業務地区を形成している。また、山の手の質の高い住宅街や、特色ある商工業と住宅の共存する下町、あるいは若者や学生が集う街といった面を持っている。

千代田区を構成するこれらの要素は、台地と低地という地形区分や、江戸時代における大名屋敷、旗本屋敷等の武家地および町人地といった土地区分を元にしており、時代に応じて機能を更新しながらも、それぞれ特徴のあるまちが形成されてきた。しかし、江戸以来の歴史と伝統に基づく人々の連帯による地域社会は、居住人口の減少により大きく変化してきている。

すなわち、戦前20万人前後あった人口が終戦時には4万人台に減少し、その後、昭和30年代始めには12万人台に回復した。ところが、日本経済の高度成長と、それにともなう社会経済構造や人々の価値感や意識が大きく変化する中で、人口が減りはじめ、近年その減少速度はやや緩やかになってきたものの、昭和60年国勢調査の夜間人口はかろうじて5万人を越える程度に至っている。

人口の減少は、一時居住層や世帯形成期の若い層を中心に既存の居住者が区外に転出していることはもとより、出生数や転入者が極めて少なくなっていることによる部分が大きい。その結果、若年層の比率が減少して人口の高齢化が進むとともに、居住者、世帯の構成も変わりつつある。

古くからの居住者は、職住近接、生まれ育った地域への愛着等、根強い定住の動機を備えている場合が多いと考えられる。

しかし区内の市街地は一般に敷地が細分化され、借地、借家も多く、さらに狭小な道路による建築規制もあり、有効な建替えが困難なままに住環境の悪化が進み、また、近年の地価の高騰は、固定資産税などの税負担、家賃、地代等を上昇させ、区民にとって大きな負担となっている。

このような状況のなかで既存居住者の人口流出が徐々に進行している。

一方、住宅は建てられても一般に住戸面積が狭く高価格で、若年層やサラリーマン世帯が利用しにくくなっており、事務所として使われる場合が多い。

業務地化の進行は、歴史的に形成されてきた地域ごとの魅力や生活環境の面にも大きな影響を与えている。すなわち、地域産業を担う中小企業の経営基盤に影響を及ぼすとともに神田地域を中心にした下町らしいまちの雰囲気や景観も変化してきている。また、山の手住宅街における高層ビルの立地等により、緑やオープンスペースが減少し、大学の移転などもあって、かって千代田区の街が持っていた伝統ある街並みが変化してきている。そして、住みにくい街となるばかりでなく、わがまちとしての魅力が低下しつつある。このことは、千代田区における人口減少の潜在的な要因のひとつとなっている。

現在においても、都心部における土地利用の業務地化傾向は、依然として継続している。高度情報化社会への進展や、経済社会を中心とする国際化の中で、金融関係、先端技術関係等をはじめとした内外企業の、中枢管理機能の集積地としての都心への進出が著しく、それとともに大規模事務所の需要はますます高まりつつある。そのため、住宅地や住商工混在地区へ大規模事務所ビルが無秩序に立地し、区民の生活基盤としての住環境が悪化しつつある。

こうした現状を打開し、千代田区が今後とも日本の首都としてばかりでなく、国際経済の中心としての機能を担いつつ、適切な人口の回復と都市としての魅力と活力の再生を図り、職と住が調和した魅力あるまちを築いていくためにはまちを構成するすべての人々が、地域ごとの街づくりの目標と方針を十分認識しつつ、一体となって街づくりに取り組んでいかなければならない。

街づくりの目標

以上のような、千代田区の街づくりを取り巻く状況を踏まえて、その目標とすべき都市像として、次の3つを街づくりの目標とする。

(1) 多様な人々が住み活動する生活都心

都心は、高度で多様な都市活動の中心であり、単一の都市機能の集積地域ではない。オフィスや店舗、レストラン、劇場、学校、公園、それに住宅や生活関連施設などのさまざまな要素が複合していてこそ、真の都心であると言えよう。そして、そこに住み、そこを拠点として活動する人々がいることが、多様な都市機能を支えるとともに、都心は昼夜を通じて活気があり、安全であるとともに、その魅力と個性を持ち続けるために必要である。

すなわち、今日まで地域産業を営んでいる商工業者をはじめとして、弁護士や医師、デザイナーなどの専門的サービス業に従事する人々、芸術家、実業家、都心に立地する大企業や官公庁で働く人々、および外国人や一時的に居住する人々も含めて、都心では活動する多様な人々の住み交流する場とするべきである。そして、首都東京の中枢を支えるとともに、都市文化を育み、区民を中心に人々がふれあい交流する「生活都心」を再生していく。

さらに、高齢者および心身に障害のある人々が生きがいをもって暮らせるとともに、次代を担う若い人々も居住し得る都心にふさわしい居住環境整備を進め、職と住が調和したまちの実現を目指す必要がある。

(2) 地域特性を活かした文化都心

千代田区は人間的な空間と多様な個性と魅力を持った、バランスのとれた「文化都心」を目指す。活気のある下町、落着きのある山の手、整然としたオフィス街、水と緑の公園などの地域が、それぞれの個性を保ちながら、都市生活に必要なさまざまな機能を分担しつつ調和のとれた都心を構成する必要がある。その意味で、江戸時代以来の歴史と伝統に培われてきた千代田区の地域特性を将来的にも継承していく。

そして、それぞれの地域が、その歩んできた歴史と伝統を尊重した個性ある街並みと、安らぎとうるおいのある都市環境を形成する。また、伝統的な文化遺産と先端的な情報文化を兼ね備えた都市文化の創造の場としなければならない。

それぞれの地域が、文化や街並みなど都市としての魅力があってこそ、千代田区民が自分たちのまちに対する誇りと愛着を持って住めるとともに、千代田区が本来備えていた優れた都市イメージと、人々をひき付ける力を取りもどすことができる。

(3) 国際的に開かれた情報都心

千代田区は、今後とも日本の首都としての役割ばかりでなく、国際的な経済社会および情報社会の中枢としての役割をも担い、高度情報化社会に対応した、国際的にも水準の高い都市機能と、都市環境を備えた「情報都心」を形成していく。

そのため高度な情報のネットワーク化を図るとともに、国際的な情報交換と人間的交流の場としていく。

さらに、国際的にも質の高い独自の個性をもった都市景観を備えた都心としていく。皇居などを都心のシンボルとして景観形成を図り、世界の大都市「東京」にふさわしい都心づくりを図っていく。

住民・企業・行政の役割分担

千代田区の街づくりを進めるにあたっては、住民・企業・行政の三者がそれぞれ適切な役割分担のもとに一致協力して取り組むことが重要である。

地域特性に応じたきめ細かな街づくりの主役は、住民をはじめとした地域を構成する人々である。

企業は、地域の構成員として、また土地利用の枢要を占める位置づけから、街づくりの重要な担い手であることを十分理解してもらうことが必要である。

行政は、主要な公共施設等に関わる都市基盤整備を担うとともに、街づくりに対して総合的な指針を示し、適切な規制・誘導及び必要な援助を行う。

住民主体による街づくりの推進には、資金面はもとより、住民それぞれの関心や意向の多様性、事業手法に対する理解の難しさなどの障害が少くない。そのため、地域ごとの街づくりに対する課題について、その地域を構成する人たちによる協議の場を設け、住民、企業、行政それぞれの役割分担を確認し、積極的に可能なところから街づくりを進めていく。

また、都心部独自の問題に対する街づくりの制度面での限界が存在する。そのため、区は、国、都や関係機関に対し、千代田区の都心としての特性と課題、および区の目指す街づくりへの十分な理解を求めた上で、都心部の街づくりに必要な制度の新設・拡充や、現行制度の運用における特例の設置、さらには地価対策、都心の人口空洞化防止対策を要請する。また、これらの働きかけにおいて、他の都心区をはじめ、同様な問題を抱えた都市との連携を図っていく。

第2章 地域別街づくりの方針

策定の考え方

(1) 目的

地域の特性に応じたきめ細かな街づくりの基本方針として、「地域別街づくり方針」を策定する。

これは、区における都市計画および土木・建築行政等にまたがった、総合的な都市整備の施策推進の長期的な指針となるとともに、街路あるいは街区ごとなどの、個別地区における住民を主体にした街づくりの展開に対して、その基盤となる考え方や将来像を示すものである。

(2) 地域区分

「地域別街づくり方針」は、図のような4つの地域区分に基づいて行う。その理由は以下のとおりである。

・区民をはじめ、千代田区に存在するすべての人々や企業にとって、わかりやすい区分であること。

・歴史的な市街地の成り立ちも踏まえ、現況における市街地の特性や問題点を反映した区分であること。

・区民主体による街づくりの推進のため、住民組織や行政管轄区域とおおむね整合した区分であること。

なお、この4地域の区分は、「街づくり方針」を策定・検討するための区分であり、地域相互間のつながりを固定するものではない。

また、地域内でも、いくつかの異なる特性をもった通りや界隈が存在することは言うまでもなく、地域全体の方針とともに、適切な細区分に基づいた対応が必要である。

(3) 構成

「地域別街づくり方針」の構成は、以下のとおりとする。

❶ 現状と課題

①現状認識：今後の街づくりに関する地域の基本的な特性を、「歴史的特性」「土地利用（都市環境）」「街並み」（人口・世帯）の項目で整理する。

②街づくりの課題：現状認識に基づいて今後の街づくりに対する主要な課題を設定する。

❷ 目標と将来像

①地域の目標：地域全体が目指すべき共通の目標として、基本的な将来都市像を示す。

②地区別の将来像：地域内を特性に応じて細区分し、それぞれの地区ごとに目標とする将来像を示す。

❸ 街づくりの方針

①土地利用誘導の方針：住宅、商業業務あるいは工業等の用途別の立地の方向、土地の高度利用のありかた、基本的な方針を示す。

②都市施設整備の方針：道路、鉄道、公園および下水道など、主要な公共施設の整備の方向について、基本的な方針を示す。

③街並み形成の方針：建物の形態、道路や広場の修景、水と緑および史跡などを含めた、街並みの形成と保全の方向について基本的な方針を示す。

④重点整備計画：土地利用誘導、都市施設整備、街並み形成を含めて、地域の将来像実現のために特に重要な地区レベルでの総合的な整備計画の概要を示す。地区の位置が特定されていない整備計画も含む。）

地域別街づくりの方針

A 番町・富士見地域

❶ 現状と課題

①現状認識

（歴史的特性）

・本地域は、武蔵野台地の突端に位置し、江戸時代には江戸城を含み、紀尾井町などの大名屋敷の他、おおむね旗本屋敷から構成されていた。麹町、飯田町の一部だけが町人地であった。

・明治以後は、明治政府の官吏等の屋敷町となった。また、富士見、紀尾井町、隼町を中心に軍用地や皇族華族邸が多く、それらが学校、病院および劇場、ホテル等の大規模施設に転換されてきた。

・震災や戦災で大部分が焼失したものの、近年に至るまで環境の優れた山の手住宅地を形成してきた。戦後の高度経済成長期以降は高級なマンション地帯へと姿貌し、最近では事務所ビルが進出している。

（土地利用）

・本地域の用途地域は住居地域が主であり、幹線道路沿線道等が商業地域となっている。区内では住宅の比率が最も高い。

・近年では、戸建て住宅の多くがマンション化するとともに、平河町、麹町、番町を中心にして事務所ビルの立地が活発であり、業務地化の進行が著しい。

・新宿通り、靖国通り等の幹線道路沿いには、大規模な事務所ビルが集積しつつあり、また日本テレビ通り等では、事務所ビルとも共存した賑わいと個性のある商店街が形成されている。

（都市環境）

・本地域は、飯田橋地区を除いて敷地規模が比較的大きく、建物密度も低く良好な居住環境を形成している。史跡などの景観資源にも恵まれている。

・本地域は、区人口の約半数が居住し、人口密度も高い。また、比較的、若年層、新住民の比率が高く、近年では、地域全体の人口（住民基本台帳人口）はほぼ横ばいの状態で、若干人口が増加している地区もある。

②街づくりの課題

・無秩序なペンシルビルの立地などに伴う空地の減少、緑の喪失、既存の優れた環境と景観の悪化を防止する必要がある。

・幹線道路沿道の商業業務地と後背住宅地との間の、土地利用や環境の調和と保全に対する配慮が必要である。

・谷部分における水害対策を推進する必要がある。

❷ 目標と将来像

①地域の目標

・恵まれた都市環境と景観資源を保全するとともに、質の高い都心型共同住宅と業務施設、文教施設などが共存する地区の形成を目指す。

②地区別の将来像

〔平河町地区〕

劇場、ホテル等の大規模施設群と、霞が関、永田町の中枢管理業務地区を支える専門サービス業等の商業業務施設、および都心型共同住宅の複合地区

〔番町地区〕

緑とゆとりのある優れた環境と景観を備えた、質の高い都心型共同住宅と商業業務施設の共存地区

〔富士見地区〕

大学、病院、神社等と、優れた環境を備えた都心型共同住宅の共存地区

〔飯田橋地区〕

山の手、江戸の両方を含めた周辺地域にサービスする各種の商業業務施設と都心型共同住宅の複合地区

〔幹線道路沿道地区〕

幹線道路に沿った、都心にふさわしい機能と景観を備えた商業業務地区

〔皇居および内濠周辺地区〕

都心に住み、活動する人々のオアシスとなる、水と緑の公園地区

❸ 街づくりの方針

①土地利用誘導の方針

・既存の優良な住宅と居住環境を保全するとともに、無秩序な小規模開発等を防止しながら、良好な都心型共同住宅への建替えを誘導する。

・住宅地に対する業務地の無秩序な拡大を防止し、住宅と商業業務施設の立体的な共存を図る。

・幹線道路沿いについては、商業施設と業務施設が立体的に共存した、都心にふさわしい商業業務地としての高度利用を図る。

・幹線道路に面した表地と裏地の土地利用や環境上の不整合を解消するため、裏地を含めた一体的整備を誘導する。

・国公有地は、地域の特性と目標に応じた適切な有効利用を促進して、周辺の土地利用の誘導や施設整備を図る。

②都市施設整備の方針

・地域内交通の円滑化を図るため、補助幹線道路網の整備を促進する。

・街区内の行き止まり道路や不接道敷地を解消して、土地の秩序ある有効利用を促進するため、細街路網の形成を図る。

・水害対策として、公共用地、民有地の透水性舗装や浸透桝の設置など、雨水流出抑制対策を推進する。

③街並み形成の方針

・史跡である外濠を活用し、水辺の緑地整備による外濠親水環境を再生するとともに、快適な歩行環境と景観を備えた「ふるさと文化の散歩道」形成を推進する。

B 神保町・神田公園地域

❶ 現状と課題

①現状認識

（歴史的特性）

・本地域は、駿河台を除き大部分が低地である。江戸時代には、日本橋につながる町人地がほとんどを占めており、職人町や河岸や通り町筋に沿って流通に関連した業種の町を形成していた。

・明治以降、鉄道交通の拠点となり青果市場や繊維、薬品、金物問屋等の都市型地域産業を中心に商工業地として発展した。関東大震災では、佐久間町一帯を除いて灰燼に帰し、震災後の区画整理事業によって昭和通り、靖国通り等の幹線道路が整備された。また、戦災により駿河台から須田町周辺を除いて、ほとんどの建物が焼失した。

・戦後は、秋葉原駅周辺に電気街が形成された。高度経済成長期以降、地下鉄網の整備がされ、近年、有楽町駅周辺は、商業施設とともに娯楽施設や文化施設が複合した賑わいのある街を形成している。

（人口・世帯）

・商工自営業者を中心に、区内では最も人口密度の高い地域であるが、人口減少および高齢化も最も激しい地域である。

②街づくりの課題

・敷地の細分化され、また道路が狭隘な防災上困難な市街地において、土地の適切な高度利用を誘導する必要がある。

・緑やゆとりに乏しく、自動車交通が多くふるおいのない市街地環境を改善して、地域のイメージを回復させる必要がある。

・地域産業の活性化と、職住の共存関係の維持を図り、居住人口の流出を防止する必要がある。

❷ 目標と将来像

①地域の目標

電気製品、繊維、薬品問屋等の特色ある地域産業の活性化を図り、職住と共存した活気あふれる下町地域の形成を目指す。

②地区別の将来像

〔駿河台地区〕

優れた景観を備えた、文教施設と商業業務施設が複合した地区

〔神田駅周辺地区〕

周辺の業務地域等にサービスを提供する商業施設地区

〔有楽町駅周辺地区〕

広域的な商業施設、国際的な文化施設、および大規模業務地にサービスする諸施設との複合地区

〔内幸町・日比谷公園地区〕

緑あふれる公園を中心とした業務商業、文化施設の複合地区

〔皇居外苑地区〕

都心に住み、活動する人々のオアシスとなる、水と緑の公園地区

❸ 街づくりの方針

①土地利用誘導の方針

街区規模での質の高い計画的開発に基づき、業務地としての土地利用の高度化を促進する。

・業務施設と商業、文化施設の立体的複合など、それぞれの街区の地域内での位置づけに応じて、適切な土地利用の複合化を図る。

②都市施設整備の方針

・地域内の情報、交通、エネルギー等の都市基幹施設（インフラストラクチャー）の整備を促進する。

・東京駅、有楽町駅については、駅周辺の整備に併せて、駅前広場の整備、充実を図る。

・街区内や地域内の広場や通り抜け通路の整備等により、快適な歩行者道路ネットワークの形成を促進する。

③街並み形成の方針

・建物の建替えや新設に伴い、壁面線の統一や建物デザインの調和、オープンスペースの確保等の誘導を図る。

・歴史的建造物や史跡を活用した景観整備を行い、整然としたビジネス街の街並みの中に、変化と魅力をつくりだす。

・駅周辺の整備に当たっては、都心機能と景観を備えた商業業務地区

②街づくりの課題

・業務地化の進行に対応し、これ以上の業務地の拡大を防止する必要がある。

・敷地が細分化され、また道路が狭いため有効な建替えが困難な市街地において、土地の適切な高度利用を誘導する必要がある。

・情報文化関連の地域産業の活性化と高度化を図るとともに、大学や専修学校をふくめた魅力ある環境と景観の整備によって、地域のイメージの若返りと再生を図る必要がある。

・自営商工業者を中心とした既存居住者の流出を防止するとともに、都心活動層の定住を促進することが望まれる。

・神田川、日本橋川流域に対する治水対策を充実させる必要がある。

❷ 目標と将来像

①地域の目標

出版印刷産業、書店街等の特色ある地域産業の活性化を図り、職住の近接、複合した、大学や専修学校、病院、文化施設の複合地区

良好な環境と景観を備えた都心型共同住宅と、大学、専修学校、病院、文化施設の複合地区

②地区別の将来像

〔内神田地区〕

太手町・丸の内地区に隣接した高度な業務地区と、都心型住宅を含んだ商住一体的な土地の高度利用を図る地区

〔神田駅周辺地区〕

周辺の業務地域等にサービスを提供する商業施設地区

〔靖国通り周辺地区〕

書店、スポーツ店等を中心とした広域商業施設と業務施設、およびそこで働く人々の住宅の複合地区

〔駿河台地区〕

〔西神田地区〕

印刷出版産業を中心とした商工業施設と、そこで働く人々の住宅の複合地区

❸街づくりの方針

①土地利用誘導の方針

・大規模な専用業務ビルの立地を、計画的に規制誘導する。

・必要に応じ地権者等の権利調整を図って敷地の共同利用や建物の共同化を促進し、市街地の高度利用と不燃化および環境改善を図る。

・特色のある商店街を核として、歩行者優先の道路やポケットパーク等を整備して、回遊性のある快適な歩行者空間の形成を図る。

・市街地の再開発等に併せて、駐車施設の整備を促進する。

・水害対策として、公共用地、民有地の透水性舗装や浸透桝の設置等雨水流出抑制対策を推進する。

③街並み形成の方針

・ゆとりとうるおいのある街並み形成のため、建物の建替えに伴う壁面後退等による、市街地内のきめ細かな緑地やオープンスペースの確保を促進する。

・裏通り等に沿って、下町らしい親しみのある町並みの形成を図る。

・歴史的な建築物のデザインや雰囲気を新しい建築の中にも活すなど、地区のイメージにふさわしい個性ある街並みの形成を促進する。

④重点整備計画

〔神田駅周辺商店街整備計画〕

神田の歴史的建築物や史跡を活用し、裏通り等に沿って歩行者を中心にした下町らしい親しみのある街並みの形成を行う。

・神田川を地域の景観資源として十分に活用する。

・秋葉原電気街、繊維問屋街等について、魅力ある広域商業拠点としての景観、環境整備を行う。

・高速道路下、高架鉄道下の空間等を有効利用し、周辺の街並みと調和した景観形成をはかる。

〔白山通り沿道整備計画〕

白山通りの拡幅に併せて、裏通りを含めた沿道の再開発を推進し、地区の中心となる商業施設と住宅や複合施設等の整備、業務施設の確保を図る。

〔靖国通り周辺景観整備計画〕

靖国通りを整備するとともに、周辺の歴史的建築物の保全と活用を含めた特色ある景観形成を図りながら、その周辺の歩行者優先道路の整備等を行う。

〔明大前通りの歩行者天国整備計画〕

お花の水駅から駿河台下交差点に至る明大前通りを、日曜、祭日における交通規制と舗装の改善等によって、快適な歩行者天国として整備する。

C 万世橋・和泉橋地域

❶現状と課題

①現状認識

（歴史的特性）

・本地域は、駿河台を除き大部分が低地である。江戸時代にはそのほとんどが大規模な大名屋敷であった。

・明治以降、新政府の官庁用地、軍用地等に転換、あるいは民間による業務地の開発が行われ、政治、経済、文化等の面で首都の中心としての役割を担ってきた。

・戦前から業務地区が形成されていたが、戦後の高度経済成長期以後、さらに高度な中枢管理業務地区が形成された。

（土地利用）

・本地域は、公園部分を除いて全地域が商業地域であり、高い容積率が指定されている。

・有楽町駅周辺等を除いて、官庁および民間の大規模業務地区に特化しており、高層の不燃建築物が集積している。

・有楽町駅周辺は、商業施設とともに娯楽施設や文化施設が複合した賑わいのある街を形成している。

（都市環境）

・業務地としての環境、道路、緑地等は、比較的整備されている。

（街並み）

・オープンスペースも豊富で、大規模建築によるビジネス街、官庁街としての街並みが形成されている。

・江戸時代から近代にかけての史跡や歴史的建造物が数多く残されている。

（人口・世帯）

・昼間人口密度は高いが、夜間人口密度は極めて低い。

②街づくりの課題

（国際化、情報化の中で予想される業務需要に対応して、中枢管理業務地としての一層の土地の高度利用を促進することにより、他の地域に対する無秩序な業務施設の拡散を防止する必要がある。

・既存事務所ビルの建替えあるいは新設に伴い、情報、交通、エネルギーや橋詰広場の整備を行い、地域の街並みの軸として魅力ある河岸景観の再生を図る。

・江戸時代以来の史跡が数多く分布しているが、街並みとして活かされていない。

・地域で働く人々、地域を訪れる人々にとっての、快適で親しみやすい環境づくりが必要である。

❷ 目標と将来像

①地域の目標

・神田川は、建築物が近接している部分が多く、河岸は一般に緑が少ないのが少ない。但し、震災復興事業による橋と橋詰広場は、現在でも景観的に貴重な存在となっている。

・秋葉原電気街には、巨大な商業看板による特殊な景観が形成されている。

②地区別の将来像

〔大手町・丸の内地区〕

民間企業と官公庁による大規模な高度業務施設地区

〔永田町・霞が関地区〕

政府官公庁の施設を主体とする地区

〔有楽町駅周辺地区〕

広域的な商業施設、国際的な文化施設、および大規模業務地にサービスする諸施設との複合地区

〔内幸町・日比谷公園地区〕

緑あふれる公園を中心とした業務商業、文化施設の複合地区

〔皇居外苑地区〕

都心に住み、活動する人々のオアシスとなる、水と緑の公園地区

❸ 街づくりの方針

①土地利用誘導の方針

街区規模での質の高い計画的開発に基づき、業務地としての土地利用の高度化を促進する。

・業務施設と商業、文化施設の立体的複合など、それぞれの街区の地域内での位置づけに応じて、適切な土地利用の複合化を図る。

②都市施設整備の方針

・地域内の情報、交通、エネルギー等の都市基幹施設（インフラストラクチャー）の整備を促進する。

・東京駅、有楽町駅については、駅周辺の整備に併せて、駅前広場の整備、充実を図る。

・街区内や地域内の広場や通り抜け通路の整備等により、快適な歩行者道路ネットワークの形成を促進する。

③街並み形成の方針

・建物の建替えや新設に伴い、壁面線の統一や建物デザインの調和、オープンスペースの確保等の誘導を図る。

・歴史的建造物や史跡を活用した景観整備を行い、整然としたビジネス街の街並みの中に、変化と魅力をつくりだす。

・駅周辺の整備に当たっては、都心機能と景観を備えた商業業務地区

の玄関にふさわしい、優れた景観の形成を図る。

④重点整備計画

〔有楽町駅周辺再開発計画〕

広域的商業施設を含む商業業務施設、国際的文化施設等の複合した拠点の形成を図るとともに、魅力ある景観と歩行者のための道路や広場の整備を行う。

〔東京駅周辺再開発計画〕

東北、上越新幹線、京葉新線の乗り入れに伴う総合交通ターミナル地区としての強化を行うとともに、国際化、情報化に伴う都市機能の高度化への要請に対応して、東京駅周辺の一体的計画に基づく再開発によって、高度情報都市（インテリジェントシティ）の形成を図る。併せて、国際情報都市・東京の玄関にふさわしい景観と環境の整備を行う。

〔景観整備計画〕

歴史的建造物や史跡を活用した景観整備を行い、都心のシンボルとなる景観の形成を行う。

第3章 街づくりの方策

街づくりの進め方

千代田区は、これまでの区政のすべての事業に総合的に取り組み、最善の努力を行ってきたにもかかわらず、人口対策、地価対策等については、区の財政権による取り組みの限界などにより、十分な効果をあげることができていない。

そこで、この街づくり方針を具体化し、都心としての千代田区のこれからの街づくりを進めていくためには、行政と民間が手をたずさえるとともに、千代田区に住み、働き、学ぶすべての人々が総力を合わせて進めていくことが重要である。

そのためには、区は、街づくりに対する基本的な理念と方策を定め、まちを構成するすべての人々の参加による街づくりの協議の場を設けるとともに、第3セクター方式等を利用するなど、民間活力の導入を図っていく。また、街づくりの制度を総合的に活用し、区民、企業等の理解と協力を得て、一体となって街づくり方針の具体化に取り組んでいく。

さらに、国、都、関係機関等に対し、協力を要請するとともに、都心としての特性に応じた現行制度の改善と必要な行財政権限の拡充を求めていく。

①街づくり条例の制定

・千代田区における街づくりの基本的な考え方と進め方を公的に位置づけるために、「街づくり条例（仮称）」を制定する。

・街づくり条例には、街づくりの基本理念および街づくりを進めるに当たっての行政、区民、企業等の役割、および街づくりに必要な手続き等について定める。

②街づくりの組織

・街づくりの組織は、基礎的な検討組織と具体的な計画推進組織の二層制で設置する。

・第1段階における街づくりの基本的な検討組織として、出張所等に基づいた地域単位での「街づくり協議会（仮称）」を設ける。街づくり協議会は、地域内の住民、企業、公共公益機関等の代表で組織し、区と協力して街づくりの基本的な方針の検討を行う。また、それらの検討を通じて、街づくりに対する区民や企業の意識の啓発を図るとともに、地域が一体となって、街づくりの実現化に努める。

・個別の街区単位や路線沿道等における具体的な街づくり計画を推進する段階では、それぞれの地区ごとに、関係するすべての住民、企業、公共公益機関等によって、推進のための組織を設置する。その組織は、自主的な街づくり計画を提案するとともに、区と協力して計画の実現に努める。

・区は街づくり協議会、およびその推進のための組織に対して、必要な援助を行う。

街づくりの制度

街づくり方針の実現のため、都市計画、土木、建築に関する現行制度を総合的に活用するとともに、都心部独自の課題の解決のための運用の工夫、あるいは新しい制度の導入を図るために、国、都、関係機関に対して必要な要請を行う。

街づくりの推進に効果のある制度等の活用と導入の方向は、以下のとおりである。

（なお、※印は現行法制度の改善拡充に関わる提案を示す。）

①土地利用の誘導

（基本方向）

・現行の用途地域の基本的な枠組みを維持するとともに、「街づくり方針」の理念に基づき、地区の特性と目標に応じたよりきめの細かい地域地区制度、地区計画制度、建築協定、指導要綱等を積極的に活用して、望ましい土地利用の実現を図る。

（一般市街地の高度利用と住宅導入）

・一般市街地（商業地域、住居地域とも）での、高度利用と共同化、およびそれに伴う住宅の導入を促進するため（主としてA、B、C地域において）

—市街地再開発事業の実施

—市街地住宅総合設計制度、優良再開発建築物整備促進事業、住宅・都市整備公団の民営賃貸向特定分譲住宅制度等の活用

—地権者による共同化等の計画に対する、権利調整や設計への技術援助、資金融資の斡旋、区独自の助成制度

・特に敷地が細分化され道路の狭い下町地域における土地の有効利用を進めるためには、（主としてB、C地域において）

—建築基準法86条による一団地扱いによる敷地共同利用の促進

※建築基準法86条による一団地扱いの運用基準の緩和を要請

・住宅地における良好な都心型共同住宅の立地を促すためには、（主としてA地域において）

—住民の意向を踏まえつつ地区計画制度の活用を図り、必要な部分での容積率の引き上げを要請

※住居地域における容積率の指定幅拡大のため、建築基準法の改正を要請

・一般市街地における建築活動に応じて、住宅導入を促進するため、（主としてA、B、C地域において）

—建築指導要綱による一定規模以上の建築に対する住宅付置の要請

・公務員住宅、企業社宅の立地を促進するため、（主としてA、B、C地域において）

—一定規模以上の区内の公共機関、企業に対する、一定戸数の社宅、官舎等の設置要請と、社宅等に対して税制面での優遇措置を国、都へ要請

・民間施設とも複合した公的住宅の建設を促進するため、（主としてA、B、C地域において）

—市街地住宅供給促進事業の活用

—住宅・都市整備公団等の各種事業制度の活用

（住宅と商業業務施設の共存誘導）

・住宅と商業業務施設の立体的な共存を図るため、（主としてA、B、C地域において）

—地区計画制度に基づいた、立体用途規制または用途別容積規制の導入

※住居と商業業務施設の複合地区に対する特別用途地区の導入（都市計画法施行令の改正が必要）

・住居地域における優良な居住環境を、地区住民の意向に基づいて保全するため、（主としてA地域において）

—建築協定の締結、あるいは地区計画制度の活用

・中枢管理業務地区以外における、大規模な業務施設立地を規制誘導し、住商混在地区の維持を図るため、（主としてA、B、C地域において）

—地権者等の意向に基づいた地区計画、あるいは指導要綱による、一定規模以上の業務施設立地の抑制

※中小規模の業務商業地を育成するための特別用途地区の導入（都市計画法施行令の改正が必要）

（中枢管理業務地の高度化促進等）

・国際化、情報化に対応して、中枢管理業務地区の整備を図り、土地利用のより一層の高度化を促進するため、（主としてD地域において）

—高度利用地区、特定街区、総合設計制度等の積極的活用

—必要な部分での容積率の見直し

※都心部における特定街区について、容積率割増し幅の拡大等の検討を要請

・特定の道路沿道等での業務施設と商業施設、文化施設等の立体的な複合を図るため、（主としてD地域において）

—建築協定の締結、地区計画制度等の活用

（その他）

・底地買い等の土地の取り引きに伴う紛争の発生を防止するため（主としてA、B、C地域において）

—建築指導要綱による事前協議と相隣紛争防止の義務づけ

—専門家を含めた相談窓口の設置

・国公有地を有効利用し、さらに周辺土地利用の適切な誘導と環境整備を図るため、

—特定街区制度、あるいは建築基準法86条一団地扱いによる複数敷地の一体的な有効活用

—周辺を含めた地区計画の策定

・幹線道路に面した表地と裏地の整合性のある開発を行うため、

—建築基準法86条による敷地の共同利用

・夜間の無人ビルをなくして、建築物の防災、防犯を図るため、

—ビルの管理人の設置、管理規約の設定等への指導

②都市施設の整備

（基本方向）

・都市施設はおおむね整備されているが、都市機能の高度化に併せてその充実を図るとともに、住み働く人々のために、住民や企業と共同してきめ細かな施設整備を積極的に推進する。

（道路、公園の整備）

・都市計画道路、幹線道路、駅前広場等の整備のため、

—市街地再開発事業の実施

—街路事業の沿道敷地における共同建築化の促進、助成

・敷地内の通り抜け通路を含めた細街路網の整備、街区内の広場、緑地帯等のオープンスペースの整備のため、

—地区計画制度による地区施設の指定と整備

—総合設計制度による公開空地の確保

—民間への指導や誘導に対応した助成

—道路形態に応じた適切な交通規制の実施

（下水道および治水対策）

・雨水流出の抑制を行うため、

—透水性舗装および浸透桝の設置等の実施と民間に対する奨励

—下水道幹線の整備促進

—建替え等に際しての雨水貯留施設整備および浸透桝の設置等への助成制度の導入

（公共公益施設の整備）

・公共公益施設の整備拡充を図るため、

—公共施設用地を核として周辺も含めた市街地再開発事業の実施

—特定街区の制度に基づく周辺との一体的な整備

③街並み形成の方針

（基本方向）

・区民、企業の協力に基づいて、街並みの形成あるいは保全を行い、都市景観の向上を図る。また、都市美意識の普及啓発による民間の誘導を行うとともに、区も積極的に景観整備事業を行う。

（景観形成の誘導）

・樹木の保全、オープンスペースの確保等と新たな緑地の形成のため

—総合設計制度等の活用

—地区計画制度の活用

—建築協定、緑化協定の締結

—条例による保存樹木等の指定

・建物のデザインと街並みの調和を図るため、

—建築協定の締結

—地区計画制度の活用

—屋外広告物条例等による広告、看板の適切な規制

・景観形成についての区民意識の高揚のため、

—優れた街の景観等に対する顕彰の実施

（景観整備事業の実施）

・街並みと調和した道路景観整備のため、

—コミュニティ道路整備事業、緑道整備事業の実施

—電線・電話線の埋設による無電柱化の推進

—街路樹、緑地帯の整備などによる道路緑化の推進

—街路灯、案内標識の改善

・歴史的建物や史跡の保全と活用のため、

—歴史的建物の保全に関する相談、助成

—史跡などの案内標識示板等の設置とその周辺の整備

国・都への働きかけ

居住人口だけでなく就業者、企業も含めた都心独自の街づくりを進めていくためには、現在のところ特別区としての行財政上の制約や、建築、都市計画関連制度の限界が存在する。このような状況下にあって、区として現有権限内で最大限の努力をするとともに他の都心区とも連携を図りつつ、自治体としての権限の強化および都心独自の制度の導入について、国、都、その他関係機関への協力を要請していかなければならない。

①自治体としての権限強化

・基礎的自治体としての権限強化を図るなかで、建築、都市計画行政における許認可権限、地域地区の指定権限の移管等を要請する。

・街づくりのための自主財源の拡充を図る。

・土地利用誘導の手段として、固定資産税、都市計画税などの税制についての権限の拡充を図る。

②新しい制度の導入

・土地の高度利用が要請される都心部において、商業施設、業務施設および住宅の立体的な複合と共存を促すため、特別用途地区の新しいメニューの創設を国に対して要請する。

千代田区においては、下層部を商業業務施設、上層部を住宅とする立体的用途規制、または用途別に容積を定めた「複合住宅地区（仮称）」の創設が望まれる。また、一定規模以上の業務施設を抑制して、地域産業の育成を図るための、「特定業務地区（仮称）」の導入も望まれる。

・都心の高層高密市街地において、商業施設、業務施設および住宅の立体的な複合と共存を促すため、特別用途地区の新しいメニューの創設を国に対して要請する。

・狭少な道路に接することで法規制により高度利用が阻まれている土地を、一体的な計画に基づいて効率的に活用するため、建築基準法86条による一団地認定の適用条件の緩和を国に対して要請する。

・都心の人口の空洞化防止対策の視点に立った、都心型住宅の開発と供給について、新しい事業制度等の導入を国、都、公団等に対して要請する。

③地価の抑制等

・千代田区の人口対策まちづくり推進の障害となっている地価の高騰に対して、その抑制と安価な住宅供給実現のための、総合的な土地対策を国に対して要請する。

・国土利用計画法の届出対象面積の引き下げ等を要請するとともに、区としての届出制度等について、実施の検討をする。

・都心における居住用資産に対する固定資産税の軽減措置について要請する。